県営住宅指定管理者共同事業体協定書

ひな型

（目的）

第1条　当事業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 福井県が募集する県営住宅指定管理者（　　　　地域）の業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「指定管理者業務」という。）の受託
2. 前号に附帯する事業

（名称）

第2条　当事業体は、○○県営住宅等指定管理者共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当事業体は、事業所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第4条　当事業体は、　　年　　月　　日に成立し、指定管理者業務の期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　指定管理者業務を受託することができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該県営住宅等指定管理者が指定された日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第5条　当事業体構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　○○

　○○県○○市○○町○○番地

○○

（代表者の名称）

第6条　当事業体は、○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当事業体の代表者は、指定管理者業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福井県および監督官庁等と折衝する権限ならびに指定申請、協定の締結、管理経費（前払金を含む。）の請求、受領および当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該指定管理者業務について福井県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　○○　　　　○○　％

　　　　　　○○　　　　○○　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織および編成ならびに指定管理者業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、指定管理者業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、指定管理者協定締結の履行その他の指定管理者業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当事業体は、毎年度の指定管理者業務の終了の都度当該管理経費について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の場合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（指定管理期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、福井県および構成員全員の承認がなければ、当企業体が指定管理者義務を終了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち指定管理期間途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して指定管理者業務を履行する。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の2　当事業体は、構成員のうちいずれかが、指定管理者業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および福井県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（指定管理者業務の途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが指定管理者業務の途中において破産または解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の2　代表者が脱退し若しくは除名された場合または代表者としての債務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および福井県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当事業体が解散した後においても、指定管理者業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○他○者は、上記のとおり福井県営住宅指定管理者（　　　　地域）共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○

代表　　　　　　　○○○○　印

○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表　　　　　　　○○○○　印